
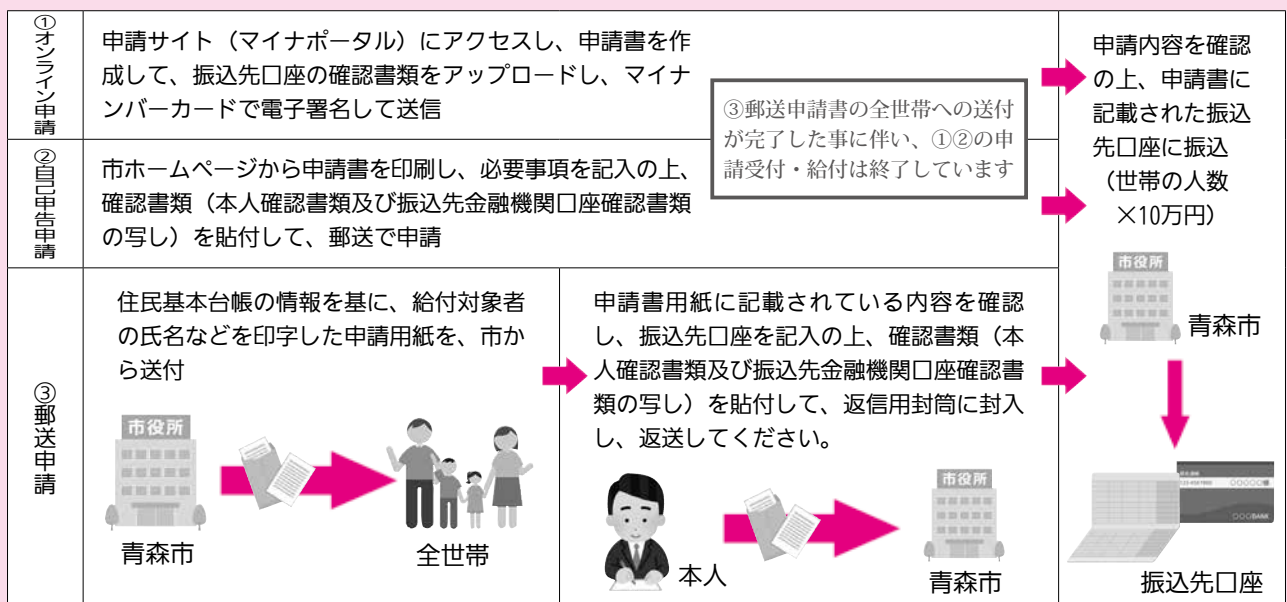


特別定額給付金の申請を受け付けています

問危機管理課 新型コロナウイルス感染症特別対策室 特別定額給付金チーム (☎0120-211-060)

市では、特別定額給付金の申請手続を、マイナンバーカードの交付を受けているかたを対象とした「オンラインによる申請」と一刻も早く給付金が必要なかたを対象とした「自己申告による申請」【市独自方式】により5月11日から受付を開始し、内容に不備のあるものを除き振込を完了しています。また、給付対象者の氏名などを印字した「郵送申請」による申請用紙を5月27日までに、申請がお済でない全ての世帯のかたへ送付しました。

対象者	受給権者
基準日(4月27日)時点で、住民基本台帳に記載されているかた	給付対象者の属する世帯の世帯主
給付額	給付方法
 給付対象者1人につき 10 万円	原則受給権者の本人名義の銀行口座へ振込み



※申請書が届いた順に手続を行い、概ね2週間程度でお振込みできるよう作業を進めています。ただし、申請が殺到したり、申請内容に不備がある場合は、給付が遅れる場合がありますが、必ずお届けいたしますので、ご理解の程お願いいたします。
 ※「①オンライン申請」や「②自己申告申請」を行ったかたへ、「③郵送申請」による書類が送られている場合がありますが、既に申請済みのかたは届出は不要です。(給付は1回限り)

「新しい生活様式」を取り入れていきましょう

問保健予防課 (☎017-765-5280)

新型コロナウイルス感染症が長丁場になることを見据えて、自らを感染から守るだけでなく、大切な家族、友人、同僚など、周囲に感染を拡大させないよう、これまでの日常生活の中に「新しい生活様式」を取り入れていきましょう。

1. 一人ひとりの基本的感染対策

- ◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- ◆手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ◆帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に など

2. 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ◆咳エチケットの徹底
- ◆「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- ◆こまめに換気 など

3. 日常生活の各場面別の生活様式

- 公共交通機関の利用**
- ◆混んでいる時間帯は避ける など
- 買い物**
- ◆1人または少人数ですいた時間に など

4. 働き方の新しいスタイル

- ◆時差出勤でゆったりと
- ◆会議はオンライン など

▼詳しくはこちらから!




水道料金・下水道使用料等を減免します



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出自粛要請や休業要請など、市民生活や事業活動への影響が大きくなっていることから、水道料金及び下水道使用料・農業集落排水施設使用料を減免します。

対象者
市内全ての一般家庭及び民間事業者

減免期間
5月検針分（6月納付分の1か月分）

減免額
 水道料金及び下水道使用料等の基本料金・従量料金の全額

申請不要

閩水道部営業課（☎017-734-4281）
環境部下水道総務課（☎017-752-0029）
浪岡事務所上下水道課（☎0172-62-1143）

子育て世帯、ひとり親家庭等を支援します




閩子育て支援課（☎017-734-5334） 浪岡事務所健康福祉課（☎0172-62-1113）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯、ひとり親家庭を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

●子育て世帯への臨時特別給付金

対象者
児童手当受給世帯（0歳～中学生のいる世帯）のうち、令和2年4月分の児童手当を受給しているかた ※特例給付の受給者は対象となりません。 ※3月分の児童手当の対象となっており、4月に高校1年生となっている場合等も対象となります。


支給額・支給時期
 対象児童一人につき1万円 6月12日（金）

申請不要

※公務員のかたは申請が必要となりますので、詳しくは所属庁からの通知をご確認ください。

●ひとり親家庭等への臨時特別給付金

対象者
児童扶養手当受給者のうち、令和2年4月分の児童扶養手当を受給しているかた ※全部支給停止となっているかたは対象となりません。

支給額・支給時期
 対象児童一人につき2万円 7月10日（金）

申請不要

次のいずれかに該当する場合には

すぐに青森市保健所「帰国者・接触者相談センター」

☎017-765-5280 FAX 017-765-5202 にご相談を

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 高齢者や糖尿病・心疾患・呼吸器疾患などの基礎疾患があり、重症化しやすいかた、また妊婦さんなどで、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - 上記以外のかたで、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
（症状が4日以上続く場合はご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならないかたも同様です。）
- ※なお、この目安は、市民のみなさまが相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。